

# 申請書記入例

2014.02.12 初版

久米島町長 殿

住民向け公衆 Wi-Fi サービス (モバイルタイプ) の利用申請を以下の通りしますので、利用許可をお願いします。

平成 29 年 ○月○日

氏名

久米 太郎

久米

## 住民向け公衆 Wi-Fi サービス(モバイルタイプ)申請書

申請項目	申請内容
利用者(申請者)氏名	久米 太郎
利用者(申請者)住所	〒 901 - 3108 久米島町字比嘉2870番地
連絡先電話番号	098 - 985 - 7121
連絡先メールアドレス	kumejima@○○○.com
接続端末種別	<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> スマートフォン (Android) ※主に使用する機器を選んでください。 <input checked="" type="checkbox"/> スマートフォン (iPhone、iPad)
接続端末識別子 (MAC アドレス) ※任意	: : : : : ※必須ではない
希望接続利用者識別子 (利用者 ID) ※半角英数字 4~12 桁	kume2870 ※数字のみ、英語のみも可 セキュリティ上できれば組み合わせた方良い

※補足1 連絡先メールアドレスは、利用開始通知をするので、正しく記載をして下さい。

※補足2 希望接続利用者識別子 (利用者 ID) は、他の利用者 ID と重複できないので、なるべく個人独自のもを記載して下さい (申請後に重複確認をし、重複している場合には連絡先メールアドレスに連絡をしますので、異なる希望接続利用者識別子 (利用者 ID) にて再申請して下さい)。

利用申請後、1週間程度で利用開始通知が連絡先メールアドレスに通知されます。

## 申請受付記入欄(利用申請者は記載しないで下さい)

確認項目	申請内容
利用者申請受付日	平成 年 月 日 受付者:
審査結果	利用許可・利用不可 理由: ※利用者識別子(利用者 ID 重複 無・有)
利用開始日(メール送信日)	平成 年 月 日 通知者:

# 同意書記入例

- 該依頼に応じて転送する行為。
- その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- その他、町が不適切と判断する行為。

## (自己責任の原則)

第14条 利用者は、第13条(禁止事項)に該当する契約者の行為によって町および第三者に損害が生じた場合、利用者としての資格を喪失した後であっても、損害賠償等すべての法的責任を負うものとし、町に迷惑をかけるものとし、

2. 利用者は、本サービスを利用してアップロードまたはダウンロードした情報またはファイルに関連して、何らかの損害を被った場合または何らかの法的責任を負う場合においては、自己の責任においてこれを処理し町に対して何ら請求もなさず、迷惑をかけるものとし、

## (所有権)

第15条 本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号もしくは第三者が提供するサービスまたはそれに付随する技術全般は、町または当該提供者に帰属するものとし、

## (著作権)

第16条 利用者は、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報またはファイルについて、著作権法で定める契約者個人の私的使用のための複製の範囲を超えて、著作権法に基づく利用をすることはできないものとし、

2. 利用者は、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報またはファイルについて、第三者をして使用させたり、公開させたりすることはできないものとし、

3. 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、町をいかなる場合においても免責し、町に対し損害を与えないものとし、

## 第6章 町の義務等

### (ユーザー情報の保護)

第17条 利用者が利用申込を行った際に町が知り得た契約者に関する個人情報、または契約者が本サービスを利用する過程において、町が知り得た利用者に関する個人情報に関しては、町のプライバシーポリシーに則り、適正に取り扱います。

### (利用者資格の中断・取消)

第18条 利用者が以下の項目に該当する場合、町は、事前に通知することなく、直ちに該当者の利用者資格を中断または取り消すことができるものとし、

- 申請書において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- 第13条(禁止事項)で禁止している事項に該当する行為を行った場合。
- 手段を問わず、本サービスの運営を妨害・圧迫した場合。
- その他、本規約に違反した場合。
- その他、利用者として不適切と町が判断した場合。

### (サービスの中止・中断)

第19条 町は、以下の事項に該当する場合、本サービスの運営を中止または中断できるものとし、

- 本サービスのシステムの保守または工事を定期的もしくは緊急に行う場合、または町のシステムの障害等やむを得ないとき。
- 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
- 町は、前項の規定により、本サービスの運営を中止または中断するときは、あらかじめその旨を事前に通知するものとし、ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 政府機関の規制、命令によるとき、または他の電気通信事業者等がサービスの提供を中止または中断した場合。
- その他、町が、本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。
- 町は、本条に基づく本サービスの中止または中断により、利用者または第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとし、

### (情報の削除、通信利用の制限等)

第20条 町は、利用者が第13条(禁止事項)各項の行為を行った場合、本規約に違反した場合、町の通知や指導に従わなかった場合、その他当社が必要と認めた場合において、次の各号の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせた措置を講ずることがあります。

- 町は、本サービスの運営上必要であると判断したときなどに、利用者が当社所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限することがあります。
- 町は、本条第1項各号、第2項及び第3項の措置を講じる義務を負うものではなく、また講じたことまたは講じなかったことに起因して利用者または第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとし、
- 利用者の本サービスの利用を一時的に停止、または解約します。

## 第7章 損害賠償等

### (責任の制限)

第21条 町は、利用者に対し本サービスを間断なく提供する義務を負うものではなく、本サービスが何らかの理由により利用者に対し提供されなかった場合においても、町はそのことにより利用者が生じた損害について一切の責任を負わないものとし、

### (免責事項)

第22条 町は、本サービスの提供に関連して利用者が生じた損害について一切の責任を負いません。

- 本条第1項の規定は、町の故意または重大な過失による場合は適用されないものとし、
- 町は、本サービスの内容、および契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとし、
- 町は、利用者のご使用になるいかなる通信機器、およびソフトウェアについて一切動作保証は行わないものとし、
- 町は、利用者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとし、

付則 本規約は2013年12月19日より実施するものとし、

久米島町長 殿

私は、住民向け公衆 Wi-Fi サービスの利用規約に同意します。

平成29年 ○月 ○日

氏名

久米 太郎

久米